政令第三百一号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十六号）附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定に限る。）の施行期日は、令和六年十月一日とする。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子
内閣総理大臣　岸田　文雄

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百二号

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令（平成四年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「一万四千四百円」を「一万九千五百円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子
内閣総理大臣　岸田　文雄

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（令和四年法律第九十六号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第八号を次のように改める。

八　削除

附　則

この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第七条の規定に限る。）の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　土屋　品子
内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四号

自衛隊法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表第九中「五十七年」を「五十八年」に、

二等陸佐 二等海佐 二等空佐	五十六年
三等陸佐 三等海佐 三等空佐	五十六年

を

二等陸佐 二等海佐 二等空佐	五十七年
三等陸佐 三等海佐 三等空佐	五十七年

に、「五十四年」を「五十五年」に改める。

附　則

この政令は、令和六年九月三十日から施行する。

防衛大臣　木原　稔
内閣総理大臣　岸田　文雄

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年九月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百五号

自衛隊法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十六条の二第二項第三号、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十四条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十三条の二第二項及び第十四条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律第十六条第三項、第十七条第二項、第十八条の二第一項及び第三十一条、自衛隊員倫理法（平成十一年法律第百三十号）第五条第一項並びに科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第十二項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第一条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十三条の二第一号中「自衛官以外の」を削る。